

平成30年 第2回

# 農業委員会総会議事録

平成30年2月20日（火）開催

多摩市農業委員会

平成30年2月20日午後2時、多摩市役所第1委員会室において、平成30年第2回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子委員、2番 小暮和幸委員、3番 新倉隆委員、  
5番 柚木実委員、6番 伊藤千春委員、7番 増田実生委員、  
8番 萩原弘委員、10番 相澤孝一委員、11番 小島豊委員、  
12番 大松誠二委員、13番 武内好恵委員

欠席委員は次のとおりであった。

14番 澤登早苗委員、15番 伊藤忠男委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 宮崎武 農地係長 沖迫達矢 書記 五ノ井洋輔

定刻（午後2時）に総会を開会した。

議長（会長 小暮 和幸）

「定刻になりましたので、只今から平成30年第2回多摩市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮 和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

日程第1、第1号議案 特定農地貸付けの承認申請（新規）について

日程第2、第3号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について

日程第3、第4号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について

日程第4、第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

議長（会長 小暮 和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により議事録署名委員に次の者を指名した。

6番 いとう ちはる 伊藤 千春委員 7番 ますだ みのり 増田 実生委員

議長（会長 小暮 和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第1、第1号議案 特定農地貸付けの承認申請（新規）  
についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第1号議案 特定農地貸付けの承認申請（新規）についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

5番 柚木 実委員

「家庭菜園の区画はどのように決めているのですか。」

農地係長（沖迫）

「委託している菜園業者に区画を切っていただいています。」

12番 大松 誠二委員

「特定農地貸付の議案には、貸付協定を添える必要がありませんか。」

事務局長（宮崎）

「実施主体が多摩市のような地方公共団体の場合、貸付協定は必要ありません。」

10番 相澤 孝一委員

「誰がこの土地を借りるのか、この資料だけでは分かりにくいです。」

議長（会長 小暮 和幸）

「今回は市が借りて、市民に貸し出す形になります。」

13番 武内 好恵委員

「市の家庭菜園の区画の総数が増えるということになりますか。」

事務局長（宮崎）

「いえ、廃園になる菜園もあり、全体としては区画は減ることになります。その転用の届出は今後出てくると思われます。」

13番 武内 好恵委員

「市全体の家庭菜園の場所と区画数について、農業委員会場で情報共有できたらよいと思います。また、生産緑地法が改正されて生産緑地の貸借が可能になったら市民農園は増えるのでしょうか。」

事務局長（宮崎）

「その可能性も十分にあります。」

10番 相澤 孝一委員

「以前の総会で転用届出が出された地番があるようですが。」

議長（会長 小暮 和幸）

「権利が移った時に届出がありましたが、その一部を分筆して家庭菜園とするようです。」

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を可とすることに、賛成の委員の挙手をお願いします。」

— 挙手全員 —

議長（会長 小暮 和幸）

「挙手全員でありますので、本件は可決されました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「次に、日程第2、第3号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第3号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「次に、日程第3、第4号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第4号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）  
「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）  
「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）  
「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）  
「次に、日程第4、第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）  
第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮 和幸）  
「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）  
「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）  
「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「以上をもって、本日の会議日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後2時50分） —

..